

# 社会保障の国際的動向

( I S S A )

第18回国際社会保障協会総会が1973年10月26日から11月3日まで西アフリカ・象牙海岸共和国の首都アビジャンで開催されたが、第1日目の全体会議の冒頭で「社会保障の発展と動向(1970-1972年)」Developments and Trends in Social Securityと題する報告がソ連邦社会保障省の代表によって行われた。この報告は、第17回総会での「社会保障の発展と動向(1967-69年)」(アメリカの代表が報告)に続くもので、ごく最近の世界の社会保障の動向を明らかにしたものである。

以下、この報告の概要を紹介しよう。

## 全般的状況

今日、国家の発展の中で社会保障がきわめて重要であり、その充実の度合いがかなる国でも、その国の発展度を示す一つの基本的指標となっているという認識が高まりつつある。1970-72年における全般的状況についていうと、1967-69年におけると同様かなりの新しい法律が導入され、社会保障の対象者の範囲が拡大されるとともに、保障水準の向上がはかられている。また、こうしたことから社会保障費用の増大およびそれをまかなうための追加的財源の調達という現象がみられる。

社会発展の他の局面と同様、社会保障の発展も国によって大きく異なっている。一般的に適用範囲の拡大および給付の引上げという方向にあるが、一部の国では逆に無意味な労働者の負担増や国庫負担の削減という傾向がみられる。

## 適用範囲の拡大

適用範囲の拡大の方式としては、(1)現行制度の新しいカテゴリーの労働者への適用拡大と、(2)保護の新しい形態の導入がみられる。前者の例としては、家庭の主婦への年金制度の適用(アルゼンチン、西ドイツ)、同じく商業労働者への適用(メキシコ)、漁民への適用(エクアドル)、自営業者への疾病保険の適用(ノルウェー)などがあげられる。また、後者の例としては、1970年イギリスにおいて80歳以上の者に対する特別退職給付制度が導入され、デンマーク、フィンランド、スイスなどと同様、高齢者に対する特別保護が行なわれるようになったことがあげられる。ポーランドでは1971年にそれまで無料医療を受けられなかった者に対しても受給の権利が与えられ、全市民が無料医療を受けられるようになった。ビルマのように社会保険の適用事業所の範囲を広げたところもある。ビルマでは1970年適用事業所をそれまでの従業員10人以上から5人以上に広げた。

有害な業務にたずさわる者に対する取扱いが改善されたところもある。一般的にいったこうした有害な業務にたずさわる者に対する優遇措置規定があるところは比較的少なく、社会主義諸国と若干の西欧諸国に限られている。改善の例としては、対象者の範囲の拡大(フランス、ポーランド)、年金受給年齢の繰上げ(ベルギー、ソ連邦)、年金条件の改善(マレーシア、アルゼンチン)などがある。また、第二次世界大戦参戦国のなかで戦争犠牲者等に特別の措置を講じ、徐々にその措置の改善を行なっているところがある。代表的な国としてソ連邦、ブルガリア、フィンランド、ルーマニアなどがあげられる。

近年、多くの国で雇用目的のために移住労働者の吸収強化がはかられ、これにともなう社会保障の適用の問題が生じている。現在移住労働者は800~1,200万人とみられているが、そのうち約250万人が西ドイツにいる。これによって多くの社会保障条約(協定)が諸国間で結ばれている。1970-72年における代表的なものは、アルゼンチンとチリ、アルゼンチンとポルトガル、オランダとスイス、スペインとスイス、スペインとブラジル、イギリスとニュージーランドの間で結

ばれた条約（協定）である。

## 社会保障費用の増大

社会保障の費用の増大は近年著しいが、その結果多くの国で保険料等の引上げが行なわれている。アメリカなどでは数年さきまでの保険料等の引上げスケジュールがきめられている。保険料等が引上げられたところは、老齢・廃疾・遺族保険部門ではフランス、ガボン、オランダ、アメリカ、業務災害・職業病保険部門ではスイス、イギリス、健康保険部門ではオーストリア、フランス、日本、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、出産保険ではフランス、スウェーデン、家族手当部門ではアルゼンチン、スウェーデンである。

社会保障ファンドを増大させる別の方法として、保険料等の算定基礎となる報酬または報酬限度額の引上げがある。この方法は多くの国（ガボン、アメリカ、西ドイツ、カナダ、日本、ノルウェー、アルゼンチン、オランダ）においてとられた。

また、チュニジア、ベルギー、チリなどで新しい財源が求められた。たとえばチリでは、最低賃金額の20倍を越える報酬部分は年金ファンドに拠出されるべきだという決定が行なわれている。

過去においては、社会保障の費用は比較的小さく、その財源は保険料等であった。しかし現在では、必要な費用が保険料等ではまかなえなくなっており、しだいに国家財政に頼る傾向にある。たとえば、ベネズエラでは社会保障制度の事務費を国家予算でまかない始めた。ノルウェーでは年金費用の国庫負担部分を増額した。コスタリカ、インド、スウェーデン、アメリカなどでは保健給付について同じことが行なわれた。

社会保障の財政方式（財源調達方法）に差があるのは、諸制度の財源に関してなんら統一的な考え方がないことも一因である。しかしいずれにしても、社会経済構造の急速な変化に応じて、廃疾者、高齢者および失業者の保護のための諸制度を支える適切な追加財源を決めるための規準を確立することが必要である。

## 現金給付の引上げ方法

人びとの物質的な幸福は、彼らが受ける資源の量のみならず、その資源が彼らのニーズを満足させる程度によって決まる。

給付の増額の方法として、臨時引き上げ、定期改定、計算方法の変更、年金や手当の課税免除などの方法がとられている。各国においてこれらのうち一つまたは二つ以上の方法が年金受給者やその他の給付受給者の生活水準を上げるために採用されている。

多くの国では、年金やその他の給付の率（額）は、勤労報酬または所得の一定割合となっている。したがって、勤労報酬または所得の一定割合としての年金給付率のいかなる引上げも、年金や手当の増額をもたらしている。この方法が、トルコで老齢・廃疾年金、コスタリカとノルウェーで遺族年金の引き上げに用いられている。

また、臨時（特別）引き上げの方法も広くとられており、1970-72年においてはチェコスロバキア、ソ連邦、イギリス、アメリカなどでこの方法がとられた。

年金受給者等の生活水準を就業者のそれに近いものにする最も確実かつ進んだ方法は、賃金・俸給の上昇に年金や手当をできるだけ即応させることである。この方法は多くの国で行なわれており、年金や手当の計算の際に賃金・俸給の上昇を反映させるものである。しかし、「基礎賃金」としての特定部分だけが考慮される場合には、年金受給者等の物質的狀態にマイナスの結果を与えることもありうる。こうしたことから、この「基礎賃金」の引き上げがノルウェーとポーランドで行なわれた。またコスタリカとマレーシアではこの「基礎賃金」にリンクさせて給付額を計算する方法が完全に廃止された。日本、ソ連邦およびアメリカでは年金計算の方法が変えられ、給付の引き上げが行なわれた。その他いろいろな方法が多くの国で行なわれている。

## 社会 保障 行政

社会保障行政の分野は、社会保障のなかで最も複雑かつ問題のある分野の一つである。

社会保障制度の多くは地方レベルで管理運営されているが、一般政策は通常国家レベルで行なわれている。

行政の方法として3つの共通した方法がある。すなわち、国によるもの（中央化および分化）、共同団体によるもの（被保険者および政府当局の参加）および自治管理によるもの（被保険者による排他的な代表選出）である。

最近、2つの対象的な傾向がみられる。その一つは、アルゼンチン、フィンランド、ノルウェーなどにおける、単一団体への社会保障行政の集中化の傾向である。他の一つは、西ドイツ、日本などにおける、一層の分化の傾向である。

一般的にいて、新しい方式は、トルコで1971年に老齢・廃疾・遺族保険に導入されたような、完全に組織的財政的独立性を与えられた制度である。

## 発展途上国の社会保障と社会保障の基本部門における動向

この報告は、前記の一般的動向のほか、発展途上国の社会保障と社会保障の基本部門における動向を明らかにしている。前者は先進国を中心とした動向に対置させたかたちで、発展途上国の動向が示されており、また後者は、年金保護、疾病・出産保険給付、業務災害・職業病保険、失業保険、家族手当、社会福祉サービスの6部門について発展状況が明らかにされている。その内容の紹介はここでは割愛する。

ISSA, *Developments and Trends in Social Security* (1970 - 1972), ISSA /XVII/ I, November 1973.

(石本忠義 健保連)

# 社会 保障 の 統 合

(オランダ)

## 1

社会保障といっても、それは決して単一の制度ではない。相互に関連し合う、同じような目的を持つ複数の制度を指して社会保障と呼んでいるのである。それでは社会保障を構成する諸制度はどのように関連し合い、また、それらの制度に共通する目的とは何であろうか。

このような問に答えようとするのがここに紹介する論文である。オランダの社会・保健大臣の経歴を持つ著者は、まず社会保障を構成する各制度に共通する目的を抽象し、社会保障とは何であるかを定義している。次にその定義にもとづいて社会保障の諸機能を分類し、社会保障の体系を明らかにしている。そして社会保障は将来このような体系に簡素化され、統合されなければならないと結んでいる。

複雑な社会保障制度を簡素化された単一のモデルに置き換えようとする議論は決して少なくない。負の所得税構想や社会配当制度の構想などもその例である。現実の社会保障制度を分析するにあたって、このような物の考え方が私達に多くの示唆を与えてくれるものであることは否定できない。しかし反面このような議論を無批判的にわが国の現状にあてはめることは極力避けなければならない。社会保障が国により、時代により異なるのと同様に、社会保障に対する考え方もそれが生れてくる社会的・歴史的背景と無関係ではないからである。